

「県産品魅力発信プロモーション事業」業務委託仕様書

1 目的

主に関西圏在住者や観光客等を対象に、関西圏でのイベント開催を通し広く県産品の魅力を発信して、認知度向上を図ることにより、本県への関心度や県産品の購買を促進し、県内地場産業の振興に繋げる。

2 委託費用

6,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

当初契約に定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合においても、原則として受託者の負担とする。

3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

(1) 試用体験イベントの開催

ア 基本事項

(ア) 県産品の品質の高さやライフスタイルをより豊かにするツールとしての魅力を、主に関西圏在住者及び観光客等（特に高単価インバウンド層、歴史・伝統文化に興味関心を持っている者など）に対して訴求するため、日常生活での利用を想定した県産品の試用体験や県産品の製作体験イベント等を開催すること。また、新潟県産品の付加価値の一つとして、県産品を生み出す“人・地域・歴史等”を取り上げ、県産品生産者や地域が関西圏の消費者等と継続的なつながりを構築するきっかけとなるイベント等の提案を期待する。

(イ) 試用体験イベントで取り扱う県産品は、受託事業者において提案するものであること。（県との協議の上、最終決定する。）

(ウ) マスメディアの取材やバイヤーの来場を可能とすること。

(エ) 県産品の販売を行う場合は、クレジットカード等の使用を可能とすること。

(オ) 業務委託金額は、試用や体験をする上で必要となる県産品サンプルの収集及び実演等に要する費用、その他イベント実施に係る一切の費用を含むこと。

※ 取り扱う県産品の要件については、次の全てに該当するものを指す。

(1) 新潟県内で製造又は加工された高品質な工業製品（主に伝統工芸品など）

（工業製品と併せて、新潟県産農産物や食料品、日本酒等を展示販売する企画を妨げるものではないが、特定の品目に偏りが生じない企画内容を検討すること。）

(2) 新潟ならではのこだわりやストーリー性がある製品

(3) 高いデザイン性や機能美を有する製品

- (4) 県内企業ブランド及び産地ブランド名などで販売されている製品
- (5) 試用体験・販売が可能な製品（具体的な活用方法を提案できること。）
- (6) 各会場での販売が可能な製品（受注生産の場合はこれによらない。）
- (7) 国内外の市場での販売が可能な製品（今後検討しているものも含む。）
- (8) 安定的な供給が可能な製品（受注生産は対象。一点ものは対象外）

※¹ 外国産の原材料が用いられていること、又は、製造・販売工程の一部が県外で行われることをもって、対象から排除するものではない。

※² なお、県内でデザインのみ行い、製造、加工が県外の製品は極力避けること。

イ イベント内容

- (ア) 金属加工や繊維などの「ものづくり」や「新潟県伝統工芸品」のほか、「食」「日本酒」「観光」「文化」「歴史」など、本県の強みであるコンテンツを活かした取組とし、本県関心度の向上に寄与する内容となるよう創意工夫すること。特に、本県が誇る伝統工芸品については、製品の機能的価値の紹介にとどまらず、職人の卓越した技術や、その製品が育んできた歴史・ストーリーといった「情緒的価値」を明確に言語化・視覚化し、来場者へ深い共感と理解を促進する内容を盛り込むこと。
- (イ) 「新潟をこめ」と協力したイベントを実施すること。（協力内容については、本業務の受託事業者決定後、県と協議のうえ決定する。なお本イベントを単なる一過性の集客で終わらすことなく、イベントを起点として顧客との継続的な関係性を構築し、「新潟をこめ」におけるリピート購入や将来的な本県への実誘客（観光・訪問）へ繋げるための具体的な仕組みを提案に盛り込むこと。）
- (ウ) イベント開催会場では、県産品の深掘りや本県の新たな魅力の発信に繋がるよう、イベントごとにそれぞれテーマを設定し、ライフスタイル提案型の試用体験イベントを開催すること。なお、同じテーマにて複数イベントを開催することを妨げるものではない。
【テーマ例】平日（家庭、ビジネス）、記念日（贈答品、おもてなし、高級）、休日（外遊び、リラックス）
- (エ) 新潟県産品の魅力を広く発信するため、関西圏の飲食店等において県産品の試用・体験イベントを実施するとともに、複数店舗や関連イベント間を回遊させる仕組みを構築するなど、多面的なプロモーションを展開すること。特に高級飲食店やホテル等に対して重点的な訴求を行い、新潟ブランドの高付加価値化を図る内容とすること。なお、実施店舗数については具体的な条件を設けないが、事業効果を最大化し得る適切な規模で企画・提案すること。
- (オ) イベント会場内での販売は受託者の責任において対応することとし、想定販売スキームを企画提案書に盛り込むこと。
- (カ) 事業実施においては、県内事業者を積極的に活用すること。

(キ) イベント開催に際しては、インバウンドに対応した企画、イベント内の表示や対応者の配置等を実施すること。

(ク) 関西圏での新潟県をPRするイベントや、「清酒」、「ものづくり」、「伝統工芸品」のイベント、施設、事業と可能な限り連携し、集客を図ること。

なお、本県の県産品への関心度向上や高い集客効果が期待できる場合は、他のイベントや事業への出展や参加も認める。その場合において、来場者数等の成果を測るデータについては本業務に係る部分を明確に区分できるよう留意すること。

(2) 広報

(1) について有効な広報を実施し、事業効果（事業認知度向上、報道取材等による露出促進）を高めること。

（期間限定の特設 WEB サイト又は SNS アカウントを作成すること。）

(3) 成果報告書の提出

事業完了後、取組の実施状況、あらかじめ設定した目標値に対する達成度、来場者数及び来場者アンケート等を取りまとめた成果報告書を提出すること。

(4) その他の留意事項

- ・本業務の履行に関して、指揮・監督を行う責任者を定めること。
- ・業務の遂行に当たっては、県と協議し、随時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- ・別紙「個人情報取扱業務特記事項」の内容を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。